

# 第63回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 次 第

日 時：令和3年7月30日（金）14時半～

場 所：県庁12階大会議室

## 議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. 療養体制の充実と抗原簡易キットの配布について
4. その他

# 香川県の現状

資料1-1

【7/12～感染警戒期】

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数
78人	24人

7月 累積新規感染者数 (7月29日現在)	6月 累積新規感染者数
133人	85人

指 標	7月29日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり <b>8.2人</b> <直近1週間(7/23~7/29) 78人 >
② 感染経路不明者数の割合	<b>50.0%</b> <①の 78人 のうち感染経路不明は 39人 >
③ 直近1週間と先週1週間の比較	<b>3.3</b> <先週1週間(7/16~7/22) 24人 >
④医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	<b>12.6%</b> <入院患者 29人 / 病床230床>
// (入院医療：入院率)	<b>33.3%</b> <入院患者 30人 / 療養者数 90人 >
// (重症者用病床：確保病床の使用率)	<b>0.0%</b> <重症患者 0人 / 病床28床>
⑤ 療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり <b>9.4人</b> < 90人 [入院 30人、宿泊療養等 60人] >
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	<b>4.3%</b> <陽性 78人 / 検査数 1804人 >

(参考) 国分科会提言 (R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

## 1 高齢者向け優先接種

- 1) 対象者 301,588人 (65歳以上人口 ※令和2年1月)
- 2) 接種開始 4月12日
- 3) 接種状況 1回目: 251,531回 (83.40%) 2回目: 208,113回 (69.01%) ※7月28日時点
- 4) 配送状況 配送済み 664,950回分 (332,475人分) (7月4日まで)  
※国は6月中に全高齢者の2回分を配分し、7月末までに接種を終える方針
- 5) 終了見込み
  - ・ 7月10日時点の1回目接種回数が236,214回となっており、基本的に3週間後の7月31日までに2回目を接種することから、高齢者人口の78.3%が接種を終える見込み。
  - ・ 各市町においては、7月中に接種可能な医療機関等をホームページ等で紹介するなどの取組みを行っているが、高齢者からの予約が入らなくなってきたことから、順次、64歳以下の一般接種へ移行。
  - ・ 7月10日を過ぎても1回目接種率が4ポイント伸びていることから、ご本人のご事情などにより、8月に接種する方は一定数いるものの、希望者への接種は概ね7月末で終了する見込み。

## 2 県全体の状況

- 1) 対象者 886,163人 (高齢者を含む12歳以上人口 ※令和2年1月)
  - 2) 接種状況 1回目: 301,869回 (30.76%) 2回目: 220,800回 (22.50%) ※7月28日時点
  - 3) 配送状況 配送済み 835,770回分 (417,885人分) (第10クール (~8/1) まで)  
配送予定 182,520回分 (91,260人分) (第12クール (~8/29) まで)
- ※国は9月までに2億2,000万回、11月までに2,000万回を加え、合計2億4,000万回分を配布する方針  
※県全体では、各市町に対する国の基本計画分に広域集団接種センター及び職域接種分を加えれば、11月までに12歳以上人口の約86.9%に相当する約154万回分が配分される見込み。

## ◇目的

県が広域集団接種センターを設置・運営し、各市町における接種と並行実施することで、早期のワクチン接種の推進と県全体の接種の加速化を図る。

## ◇実施内容

○接種期間：8月2日（月）から9月12日（日）までの6週間（毎日）

○接種場所：2会場

【高松会場】香川大学体育館（高松市幸町）

【中西讃会場】四国学院大学体育館（善通寺市文京町）

○接種人数：約23,000人（2回接種）

○対象者：高齢者施設・障害者施設等の従事者、小・中・高等学校等の教職員等、保育所、こども園等の職員、警察官等、消防団員、高校3年生

（予約に空きが生じた場合は、会場スタッフをはじめ、対人支援、教育・養成、危機管理、感染症対策及び相談・窓口等の業務に従事する県職員をリスト化し接種する。）

○使用するワクチン：ファイザー社ワクチン

## ◇予約状況

・高齢者・障害者施設等の従事者：約1,200人

・小・中・高等学校等の教職員等：約6,100人

・保育所、こども園等の職員：約1,200人

・警察官等：1,200人

（消防団員、高校3年生については、取りまとめ中）

# 感染拡大防止対策期における対策（7月31日以降）について

令和3年7月30日

○対策期間：7月31日（土）～8月20日（金）

## 1. 県民への協力要請等（法第24条第9項等）

### （1）外出について

- 県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請
  - 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請  
また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討するよう協力要請
  - 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
  - 国の「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域である都道府県との不要不急の往来自粛を協力要請
  - 県外から本県へ来県される方に、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ
  - 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請  
**別添1**：気をつけていただきたいこと
  - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
  - 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
  - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請  
**別添2**（省略）：業種別ガイドライン
  - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請  
**別添3**：新型コロナウイルス接触確認アプリ
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

### （2）新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請  
**別添4**：「人の接触を8割減らす10のポイント」  
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 別添5**：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」  
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請  
**別添6**：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

## 2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項等）

- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとるよう働きかけ
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請  
**別添2**（再掲）：業種別ガイドライン

**別添7**：今後における適切な感染防止対策

**別添8**：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

**別添9**：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請

- ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
- ・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること
- ・手洗い・手指消毒を徹底すること
- ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
- ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
- ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

### 3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

○催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請

国の基本的対処方針や催物（イベント等）の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、事前相談の有無に関わらず、**別添10**に沿った必要な感染防止策を講じていただくことを前提に開催を可能とする。

**別添10**（省略）：催物（イベント等）の開催に係る留意事項

### 4. 県有施設等における対応

○適切な感染防止対策を講じた上で開館。

### 5. 県の対応

○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。

○PCR検査の充実強化を図る。

○医療機関、高齢者施設等へ抗原簡易キットを配布する。

○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

○ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。

○感染症用の病床確保や宿泊療養施設の充実を図る。

○県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により出勤抑制等の接触機会の低減に取り組む。

### 6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

（別紙（省略）：「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」）

# 新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

参考

令和2年 5月15日  
 令和2年 8月21日改正  
 令和2年12月 8日改正  
 令和3年 1月 8日改正  
 令和3年 3月31日改正  
 令和3年 4月 3日改正  
 令和3年 4月19日改正  
 令和3年 5月 8日改正  
 令和3年 7月 9日改正

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期	
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態（国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定）	
移行基準	感染の状況	①直近1週間の累積新規感染者数（直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数）	—	5人程度以上（0.5人以上）	24人程度以上（2.5人以上）	48人程度以上（5人以上）	239人程度以上（25人以上）	
		②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	
		③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い
	医療提供体制等の負荷	④医療のひっ迫具合（入院医療）	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
		“ ” （重症者用病床）	—	—	—	—	入院率40%以下	入院率25%以下
		⑤療養者数（人口10万人当たりの全療養者数※）※入院者、自宅・宿泊療養者等を含めた数	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
	監視体制	⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	5%以上	10%以上
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間（少なくとも2週間）経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断					
○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況に加え、国において示す早期探知のための指標などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討 ○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討 ○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討								
共通事項（※1 ※2）		3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「接触確認アプリ（COCOA）」のインストール・積極的活用						
対応方針	県民への要請等	<b>【法に基づかない協力依頼】</b> ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える	(1) の対策の徹底	<b>【法 24⑨による要請】</b> ・(1)の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	<b>【法 24⑨による要請】</b> ・(1) ②③の対策の徹底に加え、不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討。国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	<b>【法 24⑨又は法 31の6②による要請】</b> ・(4)の対策に加え、他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短要請した時間以降、飲食店に出入りしないよう要請することを検討	<b>【法 24⑨、法 31の6②又は法 45①による要請】</b> ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討 ・「緊急事態宣言対象区域」等となった場合には、「緊急事態措置」等として、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（特に夜間の自粛の徹底）について要請を検討	
	事業者への要請等	<b>【法に基づかない協力依頼】</b> ・「業種別ガイドライン」等の徹底、遵守様式の掲示 ・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤の推進 ・座席間確保や執務オフィスの分散		<b>【法 24⑨による要請】</b> ・(1)の対策の強力な推進	<b>【法 24⑨による要請】</b> ・(3)の対策と同様	<b>【法 24⑨又は法 31の6①による要請】</b> ・(3)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	<b>【法 24⑨、法 31の6②又は法 45①による要請】</b> ・(5)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討	
	イベント等の開催（※3）	<b>【法に基づかない協力依頼】</b> ・「催物（イベント等）の開催に係る留意事項」や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に基づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催		<b>【法 24⑨による要請】</b> ・(2)の対策と同様	<b>【法 24⑨による要請】</b> ・(2)の対策と同様	<b>【法 24⑨又は法 31の6①による要請】</b> ・(2)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	<b>【法 24⑨、法 31の6②又は法 45①による要請】</b> ・(5)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	
	県有施設等における対応	適切な感染防止対策を講じた上で開館		・(2)の対策と同様	・(2)の対策と同様	・(2)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短を検討	・(5)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、時短等を検討	
○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用 ※2 時短等を要請する場合は、県内の感染状況や基本的対処方針等を考慮して判断 ※3 イベント等の開催については、国の基本的対処方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対処方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討								

## 新型コロナウイルス感染症療養体制の充実について

### ●病床確保計画の変更

- ・新型コロナウイルス感染症用の病床を8月1日（日）から新たに4床確保します。  
確保病床数 230床 ⇒ 234床

### ●軽症者等の宿泊療養施設の充実

- ・無症状や軽症の新型コロナウイルス感染症患者の療養用である宿泊療養施設については、2施設201室を確保していますが、今後の感染拡大に備え、運用を見直し、本日7月30日（金）から11室増やして、212室で運用できる体制としました。
- ・施設の概要  
宿泊療養施設（福田町）：101室から11室増やし、112室に変更



## 厚生労働省から医療機関、高齢者施設等への抗原簡易キットの配布について

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、政府は医療機関や高齢者施設等において従事者等に軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性を発見することによって感染を防止する観点から、都道府県と連携しつつ、抗原簡易キット最大約 800 万回分の施設への配布を進めることとしておりますが、県内の施設等への配布数量については、次のとおりです。

医療機関	14,320 個
高齢者施設等	34,870 個
障害者施設等	7,860 個
計	57,050 個

- ※ 県内施設等への配布数量については、施設等からの配布希望を踏まえ、県が国へ報告し配分されたものです。
- ※ 国から配布される抗原簡易キットについては、医療機関・高齢者施設等の従事者等に症状が現れた場合であって、医療機関・高齢者施設等の長が施設運営上の観点から必要と認める場合に使用することとされています。(キットは希望のあった施設等へ 8 月末までを目途に順次、直接送付されます。)
- ※ 本県では、高齢者施設等、障害者施設等について、入所系に限らず、通所系、訪問系も配布対象としています。



令和3年7月30日  
部署名：交流推進部観光振興課  
総務・誘客推進グループ  
担当者：仲川、長尾  
連絡先：ダイヤル 087-832-3361  
087-831-1111（内線 3580）

## 「新うどん県泊まってかがわ割」の取扱いの一部変更について

「感染拡大防止対策期」への移行に伴い、7月31日から8月20日までの宿泊等に係る新規予約については、4名以下の旅行に限定して助成を適用することとしました。

### 1 取扱いの一部変更について

令和3年7月31日(土)から令和3年8月20日(金)までの宿泊旅行（21日（土）チェックアウトまで）や日帰り旅行に係る新規予約については、4名以下の旅行に限定して助成を適用します。

\*ただし、同居家族のみの場合は、人数制限の対象とせず、助成を適用します。

\*詳しい内容は、公式ホームページにて周知します。

### 2 問合せ先

#### 【新うどん県泊まってかがわ割事務局】

電話番号：087-823-5011

住所：〒760-0017 高松市番町1丁目6-6（甲南アセット番町ビル3F）

営業時間：平日10:00～17:00（土日祝、年末年始12/29～1/3は休業）

公式HP：<https://www.new-kagawa-wari.com>



# 香川県の現状

パネル1

【7/12～感染警戒期】

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数
78人	24人

7月 累積新規感染者数 (7月29日現在)	6月 累積新規感染者数
133人	85人

指 標	7月29日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり <b>8.2人</b> <直近1週間(7/23～7/29) 78人 >
② 感染経路不明者数の割合	<b>50.0%</b> <①の 78人 のうち感染経路不明は 39人 >
③ 直近1週間と先週1週間の比較	<b>3.3</b> <先週1週間(7/16～7/22) 24人 >
④ 医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	<b>12.6%</b> <入院患者 29人 / 病床230床 >
// (入院医療：入院率)	<b>33.3%</b> <入院患者 30人 / 療養者数 90人 >
// (重症者用病床：確保病床の使用率)	<b>0.0%</b> <重症患者 0人 / 病床28床 >
⑤ 療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり <b>9.4人</b> < 90人 [入院 30人、宿泊療養等 60人] >
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	<b>4.3%</b> <陽性 78人 / 検査数 1804人 >

(参考) 国分科会提言 (R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

# 感染拡大防止 対策期

(7月31日～8月20日)

夏休み期間中の感染拡大防止行動の実践を！

# 2021夏休み期間中の感染拡大防止行動

パネル3

- 県内の不要不急の外出は慎重に検討
- 他の都道府県との不要不急の往来、帰省や旅行及びこれに伴う会食は慎重に検討  
特に「緊急事態宣言」・「まん延防止等重点措置」の対象区域は自粛を
- 会食する場合は、普段会う人と少人数・短時間で、会話の時はマスクを着用  
（「かがわ安心飲食認証店」の利用を！）

ご協力をお願いします！

# 新型コロナウイルス うつらない、うつさない 気をつけていただきたいこと

## 飛沫をとばさない

会食時にも、食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスクをするなどの工夫が有効です。

# マスクの着用を！ 大声で会話しない！

## 接触感染にも注意を

ウイルスがついた場所に触れた手で、口や鼻などを触ると感染リスクが高まります。

# 手洗い・消毒を こまめに！

## マイクロ飛沫が浮遊

換気が悪い環境では、小さくなった飛沫が長時間空気中を漂います。

# 適切な換気を！

大人数や長時間の飲食時などには忘れがちになります。

ご協力をお願いします。

自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

# 新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application

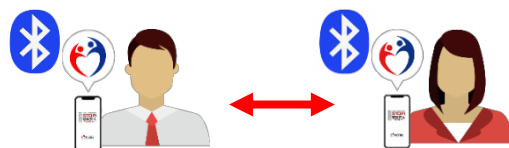


\*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の  
感染者と接触した可能性について、通知を受け取る  
ことができる、スマートフォンのアプリです

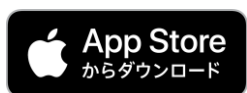
- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながる事が期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

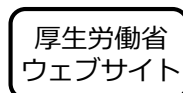
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



## 問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

## 問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

## 問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

## 問4 個人情報が収集されることはありませんか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中のみ記録され、14日経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

## 問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはなく、記録することはありません。

## 問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

## 問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

## 問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者の感染可能期間で、最大過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、アプリの画面に表示される「検査等の相談先を探す」ボタンを押すと、都道府県ごとに受診・相談センター等の連絡先が表示され、そちらにご連絡いただくと検査の受診などが案内されます。

## 問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。

## 問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

## 問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される「検査等の相談先を探す」ボタンを押すと、都道府県ごとに受診・相談センターなどの連絡先が表示され、そちらにご連絡いただくと検査の受診などが案内されます。

## 問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。



# 人との接触を8割減らす、10のポイント

別添4

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。  
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。

1 ビデオ通話で  
オンライン帰省



2 スーパーは1人  
または少人数で  
すいている時間に



3 ジョギングは  
少人数で  
公園はすいた時間、  
場所を選ぶ



4 待てる買い物は  
通販で



5 飲み会は  
オンラインで



6 診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは  
自宅で動画を活用



8 飲食は  
持ち帰り、  
宅配も



9 仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・  
物流など社会機能維持  
のために



10 会話は  
マスクをつけて



3つの密を  
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・  
咳エチケット・  
換気や、健康管理  
も、同様に重要です。

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
  - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
  - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを**着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
  - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
  - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

## 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） □身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）**
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

## 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

## 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

## 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

## 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

## イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

# 感染リスクが高まる「5つの場面」

別添6

## 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



## 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



## 場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



## 場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



## 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



## 感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

### <利用者>

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
  - ②なるべく普段一緒にいる人と、
  - ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに。（正面や真横はなるべく避ける）  
（食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。）
- ・会話する時はなるべくマスク着用。（フェイスシールド・マウスシールド※<sup>1</sup>はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※<sup>2</sup>。）
  - ※<sup>1</sup> フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
  - ※<sup>2</sup> 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

### <お店>

- ・お店はガイドライン★の遵守を。  
（例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。）
- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、  
接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

#### 【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】

- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。

# 今後における適切な感染防止対策

目 的	具 体 的 な 取 組 例
発熱者等の施設への 入場防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止</li> <li>・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限</li> </ul>
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗・施設等利用者の入場制限や一方通行の誘導など行列を作らないための工夫や行列位置の指定を行うなどして列間隔の確保(約2m間隔の確保)、施設内の十分な間隔の確保</li> <li>・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)</li> <li>・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)</li> </ul>
飛沫感染、接触感染の 防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> <li>・来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> <li>・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする</li> <li>・複数の人の手が触れる扉や共用部など、店舗・事務所内の定期的な消毒</li> <li>・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は適切に洗浄・消毒</li> <li>・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染を防止</li> </ul>

**新型コロナウイルス うつらない、うつさない**

**飲食事業者の皆様へ**

別添 8

**店舗等での感染防止策の確実な実践**

**◎ 業種別ガイドライン等の徹底を！**

- ・ 対人距離の確保（斜め向かいに座るなど）
- ・ パーティションの活用
- ・ 会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用
- ・ 適切な換気

**ご協力をお願いします。**

